

**令和8年3月31日（火）
総務常任委員会説明資料**

**議案第74号大津市市税条例の一部を
改正する条例の制定について**

**総務部 市民税課
資産税課**

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

目次

1 軽自動車税関係

- (1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う規定の整備 3ページ

2 個人市民税関係

- (1) 住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長 4ページ
(2) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備 5ページ

3 固定資産税関係

- (1) 固定資産税の免税点の見直し 7ページ
(2) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税及び都市計画税
に係る減額割合の設定 8ページ
(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定を改定 . . . 9ページ
(4) 固定資産税の減額措置の延長 11ページ

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

1 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う規定の整備

(第22条の2、第86条ほか／地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日施行)

- 『軽自動車税(環境性能割)』の廃止により、『軽自動車税(種別割)』の名称が『軽自動車税』となる。
それに伴い、条例の規定の整備を行う。

『軽自動車税(環境性能割)』に係る条文を廃止する。『軽自動車税(種別割)』に係る条文を『軽自動車税』と改める。

- 条例改正施行後の影響見込み

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴い、約5,400万円の減少となるが、地方特例交付金により補填される見込み。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

2 個人市民税関係

(1) 住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長

(附則第7条の3、附則第7条の3の2)

- 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとする。

- 条例改正施行後の影響見込み

現行の制度が延長されるため、歳入に関して新たな影響は発生しない見込み。
なお、控除による自治体の減収分は地方特例交付金により補填されている。

- 施行日

地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日施行

※適用期限の延長の部分に限り令和9年1月1日

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

2 個人市民税関係

(2) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備

(附則第18条の2の3)

- 個人市民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により当該所得割を課する。

- 条例改正施行後の影響見込み

現在暗号資産取引で生じた所得は雑所得として課税されているため影響額は算出困難。

- 施行日

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

2 個人市民税関係

(2) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備

(附則第18条の2の3)

	現行	改正後
課税方法	総合課税 暗号資産取引で生じた利益は雑所得として扱い、所得額に応じて課税される	分離課税 暗号資産取引のうち、特定暗号資産取引で生じた利益は他の所得と分離し、課税される
課税内訳	所得税5～45%＋住民税10%(県民税4%＋市民税6%)	所得税15%＋住民税5%(県民税2%＋市民税3%)
備考	雑所得において単年度における損益通算のみ可能	特定暗号資産取引において、損益通算・繰越控除が3年間可能

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

3 固定資産税関係

(1) 固定資産税の免税点の見直し

(第66条／令和9年4月1日施行)

- 家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を次のとおり引き上げる。

	免税点		
	現行制度		見直し後
土地	30万円	⇒	変更なし
家屋	20万円	⇒	30万円
償却資産	150万円	⇒	180万円

免税点

市町村の区域内に同一人が所有するすべての土地の課税標準の合計額、すべての家屋の課税標準の合計額、すべての償却資産の課税標準の合計額が、それぞれ上記の表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

- 条例改正施行後の影響見込み(令和7年度課税内容より試算)

家屋 約366万円の減少

償却資産 約565万円の減少

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(2) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税及び都市計画税に係る

減額割合の設定

(附則第10条の2、第21条の2、第21条の3

／地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日施行)

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、同法に規定する基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る固定資産税及び都市計画税について、市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する措置(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))が講じられたことに伴い、参酌基準どおりにその割合を設定する。

対象	税目	減額割合	軽減期間
(延長・一部変更)バリアフリー改修が行われた特別特定建築物	固定・都計	1/3 (参酌基準どおり)	2年間

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定を改定

(附則第10条の2／地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日施行)

●再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))について、前回の期間延長を契機として、法に定める最も軽減率の高い割合に改定しており、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから、今般も最も軽減率の高い割合に改定するものである。

対象	税目	特例割合	軽減期間
(延長・一部変更)再生可能エネルギー発電設備	固定	<u>次ページのとおり</u>	3年間

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

対 象	出力	従前の割合		改正後の割合
太陽光発電 (ペロブスカイト太陽電池設備) (認定地域脱炭素促進事業計画関連設備)	1000kw以上	7 / 12 (軽減率 5 / 12)	→	ペロブスカイト太陽電池設備のみ 1 / 3 (軽減率 2 / 3)
	1000kw未満	1 / 2 (軽減率 1 / 2)		
バイオマス発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	10000kw以上 20000kw未満 (下記以外)	1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	除外となる
	10000kw以上 20000kw未満 (一般木質・農作物残さ)	11 / 14 (軽減率 3 / 14)	→	除外となる
	10000kw未満	1 / 3 (軽減率 2 / 3)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)
風力発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	20kw以上	1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	①洋上(海洋)風力発電設備 1 / 2 (軽減率 1 / 2) ②洋上(港湾)・陸上(一部)風力発電設備 1 / 2 (軽減率 1 / 2)
	20kw未満	7 / 12 (軽減率 5 / 12)		
地熱発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	1000kw以上	1 / 3 (軽減率 2 / 3)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)
	1000kw未満	1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	1 / 2 (軽減率 1 / 2)
水力発電地熱発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	5000kw以上	7 / 12 (軽減率 5 / 12)	→	7 / 12 (軽減率 5 / 12)
	5000kw未満	1 / 3 (軽減率 2 / 3)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)

変更なし

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(4) 固定資産税の減額措置の延長

(附則第10条の3 / 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日施行)

- 令和7年度末で適用期限を迎える固定資産税に係る税額の減額措置について、面積要件の一部変更とともに適用期限が延長された主なものは下表のとおり(延長期間は5年)。

対 象	減額割合・期間
① 新築住宅	税額の2分の1を減額 新築の翌年度から3年間又は5年間
② 新築の長期優良住宅	税額の2分の1を減額 新築の翌年度から5年間又は7年間
③ 耐震改修を行った一定の住宅	税額の2分の1を減額 工事完了の翌年度1年間
④ 省エネ改修を行った一定の住宅	税額の3分の1を減額 工事完了の翌年度1年間
⑤ バリアフリー改修を行った一定の住宅	税額の3分の1を減額 工事完了の翌年度1年間